

# 被扶養者(ご家族)様の現況確認にご協力ください

提出期限

令和3年  
12月20日(月)

よろしくお願いたします。

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者(ご家族)の方が、現在もその条件を満たしているかを確認させていただくため、年に一度「被扶養者資格の再確認」を実施しております。今年度も、次のとおり「被扶養者状況リスト」をお送りします。

## 令和3年度の実施概要

- 送付時期：令和3年10月下旬～11月中旬(順次)
- 提出期限：**令和3年12月20日(月)**
- 確認対象者：**令和3年4月1日において18歳以上の被扶養者**

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、確認の必要がありませんので、事業主の方へ「被扶養者状況リスト」はお送りいたしません。  
※令和3年4月1日以降に新たに被扶養者となった方は確認対象外です。



昨年度に引き続き、以下に該当する場合は、**事実を証明する確認書類**の提出が必要です。

### □被保険者と別居している場合

仕送りの事実と仕送り状況を確認できる書類  
(学生は省略可)

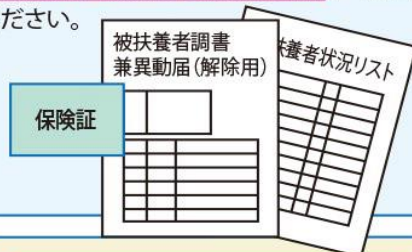
### □海外在住者

海外特例要件に該当していることが確認できる書類

海外特例要件には、海外留学をしている学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族などが該当します。

扶養から外れる方がいる場合は、**「被扶養者調書兼異動届」**の提出が必要です。

ご確認いただいた結果、被扶養者から外れる場合は、該当する方の**保険証を回収し、「被扶養者調書兼異動届」を「被扶養者状況リスト」と一緒に**ご提出ください。



収入超過による扶養解除の他、就職によりご自身で健康保険に加入された方の届け出もれも多く見受けられました。

## 令和2年度の実施結果

昨年度の確認作業により、約6.8万人の方が扶養解除となりました。

その結果

加入者数に応じて負担している、高齢者医療制度への拠出金を抑制することができました。ご協力ありがとうございました。



この確認作業は、健康保険法施行規則第50条に基づき実施される、大変重要なものです。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

詳しい確認方法等は「被扶養者状況リスト」に同封されるリーフレットをご覧ください。

【お問い合わせ先】協会けんぽ岐阜支部業務グループ ☎ 058-255-5155 (自動音声案内<sup>1</sup>)



全国健康保険協会 岐阜支部  
協会けんぽ

〒500-8667 岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル 14階

☎ 058-255-5155 (代表)

【電話受付時間】8:30～17:15(土・日・祝日 年末年始を除く)

協会けんぽのホームページもご覧ください。

協会けんぽ 岐阜

検索

●多言語による閲覧ができるようになりました。

●申請書のダウンロードもできます。

※各種申請手続きは郵送で受け付けています。